

一宮市立尾西第一中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校は、校訓「聡明・友愛・健康」のもと、「人を大切にし、心豊かで礼節を重んじる生徒」の育成をめざしている。**いじめは「人間として絶対に許されない行為」**であり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、学校全体でいじめ防止に取り組む。

教職員は、生徒の小さな変化や兆候を見逃さず、組織的に対応する体制を整える。いじめ防止の取組は、学校・家庭・地域・関係機関が連携して進めることが重要である。

学校は、生徒が教職員や友人との信頼関係の中で、安心して生活できる場でなければならない。そのため、生徒一人一人が大切にされていると実感し、互いを認め合う人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信を育む学校づくりを推進する。こうした環境の中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を高め、仲間とともに成長できる魅力ある学校をめざす。

2 いじめ防止対策組織

本校では「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織的に行う。特定の教職員が問題を抱え込むことのないよう、情報共有と連携を徹底する。

委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、不登校対策主任、いじめ対策主任、学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

「いじめ防止対策組織」の役割

ア 基本方針に基づく取組の実施と検証

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を行う。
- ・教職員による取組評価や保護者アンケートを実施し、委員会および学校運営協議会で検証し、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で基本方針を周知し、共通理解を図る。
- ・いじめアンケート、一日観察日、個人面談等の結果を集約・分析し、実効性のある対策につなげる。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等で取組状況を発信する。
- ・学校運営協議会を活用し、中学校区全体のいじめ防止意識の向上を図る。

エ いじめ事案への対応

- ・いじめが疑われる情報を得た場合は、迅速に事実確認を行い、適切な指導・支援体制を組織する。
- ・必要に応じて外部専門家や関係機関と連携する。
- ・問題解消後も継続的に生徒の様子を見守り、支援を続ける。・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

ア 互いを認め合い、共に成長する学級づくり

- ・いじめアンケート、一日観察日、Hyper-QU、個人面談等を実施し、学級経営を見直す。
- ・申し送り個票等を活用し、生徒同士の関わりや状況を継続的に把握する。

イ 「わかる授業」の実践による自己肯定感の育成

ウ いじめが懸念される場面では、いじめの可能性を常に考慮し、いじめは許されない行為であることを全体に指導する。

エ 道徳教育・人権教育の充実と体験活動の推進による思いやりの心の育成

オ 集会等でのいじめ未然防止講話の実施

カ 話し合い活動など主体的な活動を年間計画に位置付け、意識を高める

- キ 情報モラル教育の推進（ネット上のいじめ防止）
- ク 感染症等に関する差別・偏見の防止と心のケアの充実

(2) 早期発見の取組「子どもの声に耳をかたむける」

- ア 生徒の小さな変化を共有し、組織的に見守る体制の整備
- イ 生活ノート、アンケート、個人面談、一日観察日等の定期実施によるサインの把握
- ウ 過去にいじめ被害のあった生徒への継続的な見守り
- エ 校外生活モニターからの情報収集
- オ 相談しやすい環境づくり
 - ・デジタル相談ポスト（いちみん相談室）の周知
 - ・温かい人間関係づくり（教員と生徒、保護者や地域等）
 - ・相談箱の設置
 - ・スクールカウンセラー等の相談日を周知
 - ・電話相談窓口一覧の配布
 - ・サポートルーム・校内適応教室の活用による居場所づくり

(3) いじめへの対応「いじめは許されない」

- ア 発見・通報時は「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応
- イ 被害生徒を守り通す姿勢で対応
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした指導・支援を行う
- エ 教職員・保護者・関係機関との連携による対応
- オ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等と連携

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会へ報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が調査を行う際は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、必要に応じて専門家を加え、関係機関と連携する。
- (3) 調査結果は、被害生徒および保護者に適切に説明する。

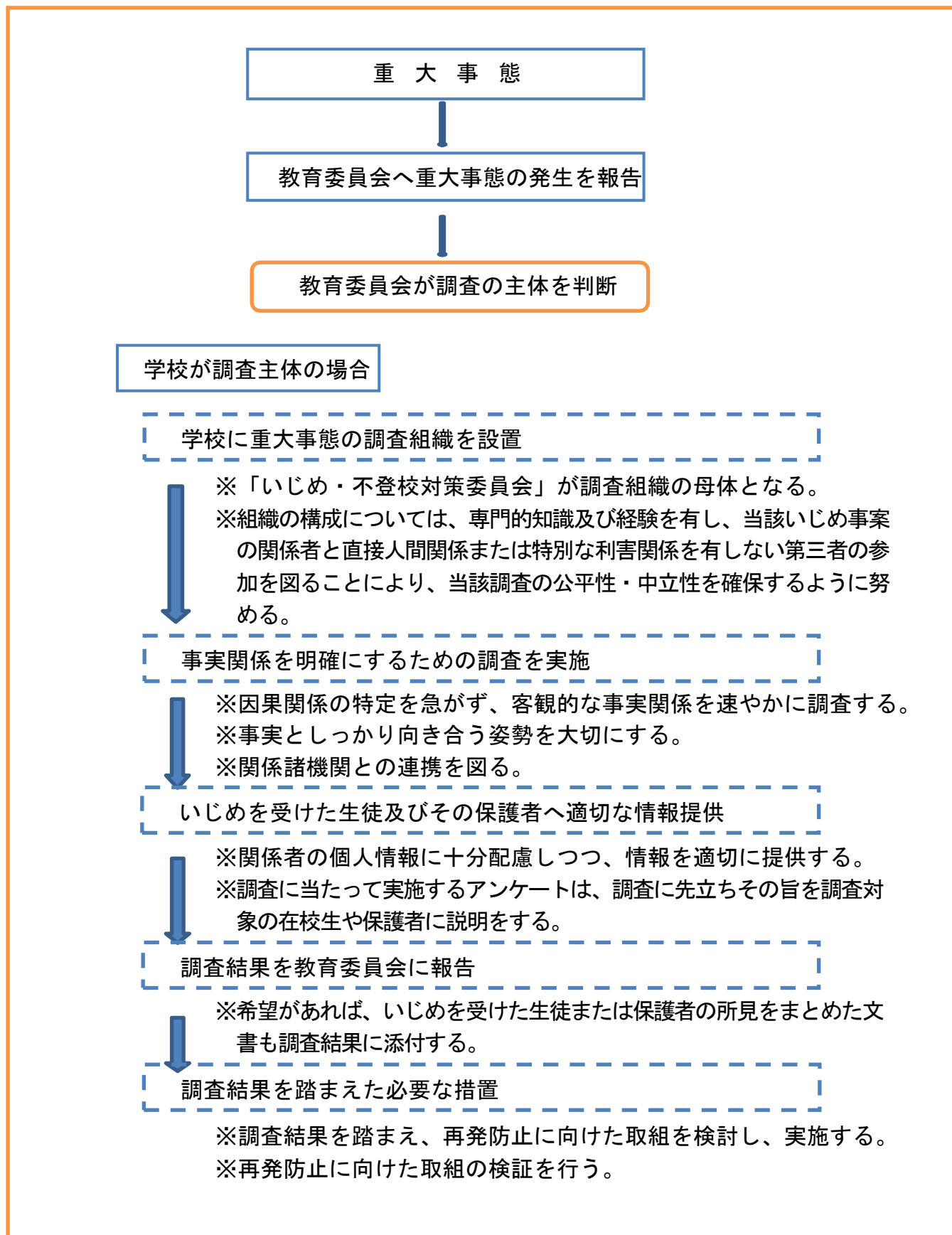
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組は、PDCAサイクルに基づき継続的に見直し、実効性を高める。
- (2) 教職員の取組評価や保護者アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」および学校運営協議会で検証する。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考に取り組む。
- (2) 校内研修や講演会・事例研究会への参加を通して、教職員の資質向上を図る。
- (3) 本方針を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業前後の指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

【重大事態の対応フロー図】



＜一宮市立尾西第一中学校いじめ防止取組の年間計画＞

月	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4	P ↓ D	・「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	・学級開き、学年開き ・相談室やSCの生徒、保護者への周知 ・緑の募金活動	・PTA総会や学年保護者会、公開授業 ・「学校いじめ防止基本方針」を学校Webページに掲載	
5		・現職教育①「これまでの取組の修正」		・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動)	・公開授業 ・学校運営協議会委員への授業の公開
6	(C) ↓ (P)		・第1回Hyper-QUの実施 ・健全育成会 ・情報モラル教室 ・普通救命講習会	・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動)	・保護司主任児童委員連絡会
7			・いじめ予防出張授業 ・第1回Hyper-QU結果の分析、情報交換、対策検討	・生活アンケート ・一日観察日	・個人懇談会
8	↓ C				・学校運営協議会
9				・生活アンケート ・一日観察日	
10	↓ A	・現職研修②(取組に対するのチェック)	・体育祭 ・びさいまつり	・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動)	・学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
11			・合唱コンクール ・第2回Hyper-QUの実施 ・人権週間(講話) ・健全育成会 ・学校保健委員会	・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動)	・保護司主任児童委員連絡会 ・学校運営協議会委員への学校行事の公開
12		・全教職員による「取組評価アンケート」の実施→評価→検証	・赤い羽根募金活動 ・生徒のいじめ撲滅に向けた主体的な活動 ・第2回Hyper-QU結果の分析、情報交換	・生活アンケート ・一日観察日	・個人懇談会 ・保護者による学校評価アンケート ・学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開 ・学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析

1	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者評価の集約→ 検証 ・自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会（3年） ・学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析
2			<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開 ・評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し
3		<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生を送る会 ・集会における講話 ・健全育成会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司主任児童委員連絡会 ・学年保護者会（1・2年）
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ不登校対策委員会を時程内で毎週実施 ・いじめに関する情報の収集と対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会における講話 ・道徳教育、体験活動の充実 ・分かる授業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施 ・S Cによる相談 ・生活ノート 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・校外モニター ・「相談室だより」発行

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

※未然防止の取り組みについては、感染症対策により中止又は延期の可能性はある。